

提 言 書

平成26年5月1日

第4期雲仙市男女共同参画懇話会

～ 男女が互いを認め合い、尊重し、

協力し合うまち 雲仙市 ～

はじめに

雲仙市では、平成19年4月に雲仙市男女共同参画センターを設置し、平成20年3月には「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を基本理念とした「雲仙市男女共同参画計画」を策定するとともに、少子高齢化の進展や社会経済情勢が変化する中、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が求められております。

平成25年3月には、新たな課題や国・県の基本計画、第3期懇話会からの提言を踏まえ、「第2次雲仙市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進が図られているところです。

私たち第4期懇話会は、平成24年8月に市長から委嘱を受け、これまで6回の会議を開催してまいりました。「第2次雲仙市男女共同参画計画」の策定にあたり、平成24年6月に実施されたアンケート結果では、固定的性別役割分担意識が根強く残っているなど、未だ多くの課題が残されています。また、男女が共にやりがいや充実感を持って働き、家庭や地域において健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要と考えております。このようなことから、現計画を推進していく上での課題や解決策について協議し、提言としてまとめました。

市におかれましては、雲仙市の男女共同参画の実現に向け、より一層充実した施策を進めていただくよう要望し、当懇話会としての提言とします。

平成26年5月1日

雲仙市男女共同参画懇話会

座長 山口 陽子

《提言 1》 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進に努められたい

【現状と課題】

平成 24 年度に実施された市民アンケート結果（下記表）によると、「男は仕事、女は家庭」という考えは、平成 19 年度調査に比べ改善されておりますが、男性はそう思う、どちらかといえばそう思うが 43.5%、女性は 32.3%となっています。

この結果をみても、雲仙市には固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる分野に根強く残っている性別役割分担意識の解消が必要です。

《男は仕事、女は家庭について》

項 目	男 性		女 性	
	H19 年	H24 年	H19 年	H24 年
そう思う、どちらかといえばそう思う	47.9%	43.5%	43.3%	32.3%

【解説】

男女が互いを認め合い、尊重し合う社会の実現に向けて取り組むべき、男女共同参画社会とは、男性だから、女性だから、ということではなく、共にその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を發揮することができる社会であり、女性だけでなく男性にとっても重要で、男性がより暮らしやすい社会になるためにも、男性自身が、「固定的性別役割分担意識」の解消を図るなどの意識改革が必要です。

そのためには、家庭や職場、地域コミュニティのあらゆる分野において、また老若男女が自由に学習できる生涯学習の場において、男女共同参画社会の理念の啓発を行い、性別の役割分担意識解消に努める必要があります。

また、次代を担う子どもたちが、性別に関わりなく健やかにそして個性と能力を發揮できるように育っていくことが重要であり、子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身だけでなく、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながるため、子どもの頃から男女共同参画への理解の促進に努める必要があります。

《具体的取組》

- ・ 広報紙やホームページなどで、よりわかりやすい言葉や表現で広報・啓発を行う。
- ・ 男女共同参画は、女性だけの問題でなく男性の問題でもあることなどをわかりやすく啓発を行う。
- ・ 子どもの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図る。

《提言 2》 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努められたい

【現状と課題】

女性に対する家事・育児・介護の負担の増大は、女性の社会参画を阻害する一因となっています。

平成 24 年度に実施された市民アンケート結果（下記表）によると、「仕事と家庭の両立のために必要なこと」では、男女とも育児休業や職場復帰がしやすい職場環境づくりが 50%を超え、また育児休業制度や介護休業制度の普及促進が 45%と高い結果となっています。その反面、男性の家事や育児、介護への参加では男性 28.4%に対し女性 43.0%となっており、男女共に職場や家庭で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります。

《仕事と家庭の両立のために必要なこと》

項 目	男 性	女 性
育児休業や職場復帰がしやすい職場環境づくり	51.4%	54.6%
育児休業制度や介護休業制度の普及促進	45.3%	45.0%
男性の家事や育児、介護への参加	28.4%	43.0%

【解説】

現在の働く環境は、経済的自立や家族との団欒、育児や介護との両立が困難であり、将来への不安や豊かさを実感できず、社会の活力の低下につながっています。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければなりません。

男女がともに安心して働き続けるために、互いに尊重し協力し合って家事・育児・介護などに取り組む必要があります。そのために、働き方の見直しを進め、しっかり働き豊かに暮らせる社会を目指すとともに、周囲がその取り組みを認めることができるように世代間の意識の解消が必要です。

また、育児では延長保育、病児・病後児保育など保育サービスの充実を図り、介護では、家族の負担軽減のため各種サービスに関する情報提供や相談体制整備に努める必要があります。

《具体的取組》

- ・ワーク・ライフ・バランスの趣旨、取り組みの必要性をだれもがわかりやすい言葉や表現方法で周知・啓発するとともに、育児・介護休業制度及び保育サービスや介護サービスの情報提供、相談体制の充実を図る。
- ・市役所からワーク・ライフ・バランスの実践役として、長時間労働など働き方を見直し、職場環境の改善に努めながら、市全体への推進を図る。

《提言3》 生涯を通じた男女の健康支援に努められたい

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しながら、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。

女性は妊娠・出産など生涯を通じて健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

平成24年度に実施された乳がん検診の受診率は目標40%に対して、28.1%の結果となり、目標を達成するためにも受診しやすい環境・体制が必要です。

一方、平成24年の県内の自殺者総数の7割が男性であり、50代、60代の中高年世代が多く、その背景には男性が固定的性別役割分担意識が強く、悩みや不安など一人で抱え込んで、精神面で孤立する傾向にあります。

【解説】

男女それぞれの身体的な特性について、正しく理解し尊重し合うことが大切です。思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など男女ともにライフステージに応じた健康支援や健診の充実を図り、市民の心身の健康管理の推進が必要です。

特に、妊娠・出産期は女性の健康支援にとって大きな節目であり、夫婦とともに協力しあい、安心して妊娠・出産、子育てできる環境の整備、教室の実施や相談窓口等の周知・啓発が必要です。

また、仕事一筋で頑張ってきた男性が、精神的に孤立し、地域コミュニティになじめず、疎外感を感じるなどのさまざまな悩みを解決する必要があります。

《具体的取組》

- ・市民の健康管理を推進し、受診しやすい健診の体制を確保し、受診率の向上に努める。
- ・男女が協力して育児ができるよう、パパ・ママひろば開催の回数・時期に考慮し周知に努め、参加者の増加を図る。
- ・各種媒体を活用し、男性相談窓口（県）など各種相談窓口の周知を図る。
- ・住民相互の交流の機会を増やすなど、積極的なライフステージに応じた生きがいがづくりへの推進に取り組む。

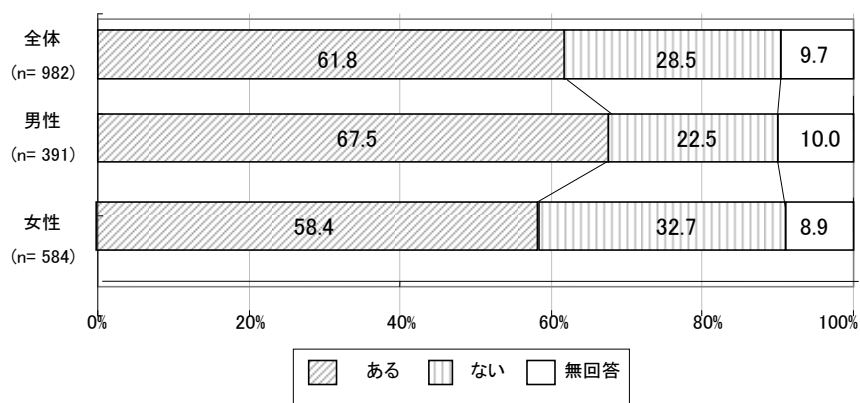
《提言 4》 地域コミュニティ及び防災分野における男女共同参画の推進に努められたい

【現状と課題】

地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要であります。

平成 24 年度に実施された市民アンケート結果（下記表）によると、市民の地域活動への参加割合は女性よりも男性のほうが高い結果となっています。また、今後ますます男女共同参画の視点が必要となる活動には、地域おこしやまちづくり活動、福祉分野活動が高い結果となっています。

《地域活動への参加状況》



【解説】

地域においては、少子高齢化や人口減少、人間関係の希薄化等により、地域活動が衰退しているところもあり、男女が共に参画し地域づくりに取り組まなければ立ち行かなくなる状況も考えられます。そのためにも地域における事業計画、実施への女性の参画の拡大を図り、男女双方の視点を取り入れた活動推進が必要です。

また、東日本大震災のような大規模災害が発生したときに備え、防災対策の充実・強化が急務である中、防災分野においても女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

《具体的取組》

- ・誰もが安心して生活できるよう、地域力を高めるため地域団体との連携の強化に努める。
- ・地域の消防団や防災分野への女性の参画促進に努める。

《提言5》 あらゆる暴力の根絶に努められたい

【現状と課題】

配偶者や恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などすべての暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶に向け法律も、平成25年に「DV防止法」、「ストーカー法」が改正されました。

平成24年度に実施された市民アンケート結果（下記表）によると、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントの被害にあったときの相談先として、「友人・知人」、「家族・親族」が多い結果でしたが、「相談したかったが、相談しなかった」や「相談しようとは思わなかった」と回答した人も多く、あらゆる暴力に対する認識の拡大や相談窓口の周知が必要です。

《DVやセクハラ被害にあったときの相談先》

相談先	男性	女性
家族、親族	15.5%	25.8%
友人、知人	14.3%	26.8%
相談したかったが、相談しなかった	3.6%	15.8%
相談しようとは思わなかった	54.8%	36.4%

【解説】

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などすべての暴力は、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであります。その被害の多くは女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済的格差、上下関係など構造的な問題があります。

また近年、10代、20代の交際相手からの暴力（デートDV）が問題となっており、こうした若年層を対象とした予防啓発にも取り組む必要があります。

こうした暴力を容認しない社会づくりが重要であり、市から地域・学校・職場・家庭に向けて意識啓発に取り組むことが必要です。

《具体的取組》

- ・あらゆる暴力が人権侵害であることを周知し、防止に向けた啓発に努める。
- ・若年層や保護者を対象とした講座の開催など、予防啓発に努める。
- ・各相談窓口の周知及び相談体制など、連携の強化を図る。

雲仙市男女共同参画懇話会委員

座長	山口 陽子
副座長	鈴木 晴代
委員	荒木 美智子
〃	草野 有美子
〃	茂 和夫
〃	徳永 三恵
〃	細田 直美
〃	元村 米雄
〃	雪屋 昌児
〃	吉田 良一

提言までの経緯

日時	会議名	内容
平成24年 8月 9日(木)	第1回会議	・委嘱状交付 ・第2次雲仙市男女共同参画計画策定について
平成24年10月11日(火)	第2回会議	・第2次雲仙市男女共同参画計画(素案)について
平成25年10月 1日(火)	第3回会議	・計画数値目標達成状況について
平成25年11月19日(火)	第4回会議	・提言書作成(テーマ)について
平成26年 3月11日(火)	第5回会議	・提言書(案)について
平成26年 5月 1日(木)	第6回会議	・提言書(案)について ・提言書提出